

大阪市北区で発生したビル火災を受けた

緊急査察を実施します

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者25名、負傷者4名を出す大きな被害が発生しました。被災建物は、地上へ直通する階段が1の防火対象物で、4階の階段付近で出火し、建物内に煙や熱気が充満することで多数の逃げ遅れが生じたものと考えられます。

このような状況を踏まえ、市内の類似建物を対象とした緊急査察を実施します。

1 対象施設 **88施設**

地階若しくは3階以上の部分に、飲食店や物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設があり、かつ、避難に使用する階段が屋内に1つしかない防火対象物（消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物）

2 実施期間

令和3年12月21日（火）から令和3年12月27日（月）

3 査察内容

- ・防火管理の実施状況
- ・消防用設備等の設置・管理状況
- ・避難通路の管理状況
- ・防火戸の開閉状況

4 査察執行職員

消防本部予防課、中・南消防署予防担当 職員